

第 5696 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 4月20日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 返還不要の入居保証金の収益計上時期

Q：当社は、今期から不動産賃貸業をはじめます。返還しない入居保証金は、いつのタイミングで収益を計上すればいいのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

会社が、不動産の賃貸借契約等に基づいて受け入れた保証金や敷金が単なる預かり金であって、返還を要するものであるときは、預り金として益金の額に算入する必要はありませんが、期間の経過その他賃貸借契約等の終了前における一定の事由の発生により返還しないこととされているものについては、その返還を要しない部分の金額は、その返還しないこととなった日の属する事業年度の益金の額に算入しなければなりません。

したがって、例えば、一定期間が経過するごとに保証金等の一定部分を返還しないこととする契約のものや、保証金等を収受した時点で実質的に返還を要しない内容になっている契約については、一定期間の経過ごとに、又は賃貸借契約を締結した時において収入が確定することとなり、その確定した時点における確定した金額を、そのつど収益として計上しなければなりません。

